

平成 28 年 10 月 21 日
株式会社日本政策金融公庫

平成 28 年 9 月 17 日から同月 21 日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受けた農業者向けに金利負担軽減措置の取り扱いを開始

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、平成 28 年 9 月 17 日から同月 21 日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受けた農業者の皆さまを対象に、本日(10 月 21 日)付けで下表のとおり、金利負担軽減措置の取り扱いを開始します。

被害を受けた農業者の皆さまからのご相談については、本店農林水産事業本部(フリーダイヤル:0120-926478)及び全国の各支店農林水産事業で受け付けています。

日本公庫は、このたびの暴風雨及び豪雨により被害を受けた農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として引き続き迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

【金利負担軽減措置の内容】

対象者	平成28年9月17日から同月21日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受けた農業者の方(集落営農組織等含む)であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた方
具体的な措置内容	<p>以下の災害関連資金について、<u>貸付当初5年間実質無利子</u>となるよう、公益財団法人農林水産長期金融協会から借入者に利子助成金が交付されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業セーフティネット資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る) ② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※) ③ 経営体育成強化資金(※) ④ 農林漁業施設資金(農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う者に貸し付けられるものに限る) ⑤ 農業基盤整備資金 <p>(※) 負債整理関係資金を除く</p>
適用期間	平成 28 年 10 月 21 日から平成 29 年 3 月 31 日までに貸付決定されたもの

(注)平成 28 年 9 月 30 日付で設置しました「平成 28 年台風第 16 号による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」を、本日付けで「平成 28 年 9 月 17 日から同月 21 日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」に変更しております。

参 考

今年度の暴風雨及び豪雨関連の金利負担軽減措置等の早見表(平成28年10月21日時点)

対象者	激甚災害指定	金利負担軽減措置
平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨による災害の被害を受けた農業者	○	○
平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被害を受けた農業者(台風第7・9・10・11号が該当)	○	○
平成28年9月17日から同月21日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被害を受けた農業者(台風第16号が該当)	<u>○</u> (今回)	<u>○</u> (今回)